

福島区役所教育業務等会計年度任用職員要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、福島区役所教育業務等会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(業務内容)

第2条 会計年度任用職員は、次の掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 教育関連事業にかかる支払い等業務
- (2) 教育関係業務にかかる学校や事業者との連絡調整
- (3) その他、教育関係業務の円滑な運用を推進するために必要な簡易な業務
- (4) 子育て教育担当内の庶務及び窓口対応業務

(任用)

第3条 会計年度任用職員は、地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者のうちから、論文試験及び口述試験により任用選考する。

(再度の任用)

第4条 再度の任用を行う場合は、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案し、2回まで任用ができるものとする。

(勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

- (1) 勤務日数
1日7時間30分の勤務時間で、週4日の勤務日
- (2) 勤務時間
午前9時～午後5時15分又は午前9時15分～午後5時30分
- (3) 休憩時間
45分

(その他)

第6条 その他必要な事項は、福島区長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月7日から施行する。